

## 特定非営利活動法人NPO萩みんなの図書館会員規則

この会員規則（以下「本規則」という。）は、NPO萩みんなの図書館（以下「当法人」という。）の会員（以下「会員」という。）に適用する。

### （目的）

第1条 当法人は、会員との間に本規則を定め、これにより当法人の運営を行うものとする。

### （会員の定義）

第2条 会員とは、当法人の社員をいい、呼称を会員とする。

2 正会員とは、当法人の目的に賛同し、法人の運営および事業の推進に携わる個人とする。

3 賛助会員とは、当法人の事業を理解し、賛助する個人および団体とする。

### （入会申込）

第3条 入会を希望する者は、当法人が別に定める入会金、会費を払い込み、別途定める入会申込書に必要事項を記入し、理事長あてに提出するものとする。

### （入会金および会費）

第4条 入会金および会費は、次のとおりとする。

（1）正会員 入会金 1,000円 年会費 2,000円

（2）賛助会員 個人会員 年会費 2,000円 / 1口

団体会員 年会費 5,000円 / 1口

2 払い込まれた入会金および会費の返還は、原則受けられないものとする。

### （入会の成立と拒絶）

第5条 入会は、原則第3条に定める入会申込に対して、当法人が入会申込書と入会金および会費の入金を確認した時点で成立するものとする。

2 入会申込者が、入会申込書に虚偽の事項を記載したときは、入会を認めない場合がある。

### （会員資格の有効期間等）

第6条 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け入金確認できた日を、入会の承認日とする。

2 会員資格有効期間は、原則会員となった年の入会年度の3月末日までとし、毎年理事会で定めた期日までに年会費を納入することにより1年延長することができるものとする。

3 会員資格を有した者が、当法人から謝金等の支払いを受ける場合は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき必要な書類を提示するものとする。

### （会員の権利）

第7条 正会員は、一個人につき1議決権が付与され、当法人の活動や事業、情報交換の場に参画することができるものとする。

2 賛助会員は、総会での議決権はないが、当法人の活動や情報交換の場に参画することができるものとする。

### （会員情報の変更）

第8条 会員は、入会申込書に書かれた内容に変更が生じたときは、速やかに任意の書面によりその旨を当法人に届け出るものとする。

( 会員資格の喪失 )

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格が喪失するものとする。

- ( 1 ) 退会届の提出があったとき
- ( 2 ) 本人が死亡し、または当法人が消滅したとき
- ( 3 ) 除名されたとき

( 会員資格の停止・除名 )

第 10 条 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員の資格を停止または除名することがある。

- ( 1 ) 本規則等に違反したとき
- ( 2 ) 当法人若しくは会員の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する言動や行為をしたとき
- ( 3 ) 法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- ( 4 ) その他、当法人が会員として不適当と判断したとき

2 除名の決定に際しては、当該会員には弁明する機会が与えられるものとする。

( 会員資格の解除 )

第 11 条 会員は、当法人に対し、書面で通知することにより、会員の資格を解除することができるものとする。解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとする。

( 会員資格の継続 )

第 12 条 会員資格有効期間が満了する場合には、当法人の用いる方法により、継続のための案内を会員に通知するものとする。

- 2 会員資格は、理事会で定めた期日までに会費の払込みが確認された時点をもって継続されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、正当な理由がある場合は、会費の払込み期日を延長することがある。

( 損害賠償 )

第 13 条 会員が、本規則等に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、損害を賠償するものとする。

2 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

( 会員規則の変更 )

第 14 条 当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規則を変更することがある。

( 報酬等 )

第 15 条 会員によるボランティア活動は、原則無償とする。ただし、有償ボランティアについては、別に理事会が定める額を支払うものとする。また、理事会で定める活動に参加する場合は、下記に掲げる実費相当を支給するものとする。

- ( 1 ) 自家用車による交通費

片道 3 . 5 km 以上 5 km 未満 1 0 0 円 / 1 日

片道 5 km 以上 2 0 0 円 / 1 日

- ( 2 ) 昼食代 5 0 0 円相当 ( 1 日につき正午を挟む 5 時間程度の活動に対して )

2 理事長が特に認める場合は、前項の規程にかかわらず、支給することができるものとする。

( 活動の注意事項 )

第 16 条 会員は萩市立萩図書館及び萩市立児童館 ( 以下「萩図書館等」といいます。 ) が認めた範囲

内で、館内及び館周辺で活動することができるものとする。

- 2 萩図書館等が特に認められた者以外の立入を禁止した場所で活動などをする場合は、事前に事務局へ申し出を行い、市の許可を得るものとする。

立入を禁止する場所の例：閉架書庫、機械室、移動図書館車庫その他常時施錠をしている場所

(班の新設、休止および廃止)

第17条 班の新設は、原則として会員5人以上により組織し、次に掲げる内容を記載した任意の申請書を理事長に提出し、理事会で審査・承認を得るものとする。

(1) 活動内容、活動日、活動場所

(2) 年間活動計画、活動予算等

(3) 代表および副代表を含む5人以上の参加会員氏名

- 2 班には代表および副代表を各1名、班員の中から互選により置き、事務局との連絡調整および班活動の総括を行うものとする。

- 3 班を休止、廃止する場合は、次に掲げる内容を記載した任意の申請書を理事長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(1) 休止、廃止の理由

(2) 班に所属する会員の半数以上が署名した班の休止、廃止を決議した会議録

(3) 休止の場合は、その予定期間

- 4 班活動が、2年以上の長期にわたって休止状態が継続している班は、理事会の承認を得て、廃止することができるものとする。

(運営委員会)

第18条 当法人の円滑な運営を行うため、理事、班の代表、事務局長および事務局員で構成する運営委員会を設置し、必要に応じ開催するものとする。

- 2 運営委員会は、各班および事務局からの連絡調整や、事務局から提案する活動計画などの具体的な活動の協議などを行うものとする。

- 3 必要に応じて、第三者を運営委員会に招へいし、意見交換を行うことができるものとする。

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。